

発表者名：孫 台

所 属：AIU 保険会社

抄録タイトル：新型インフルエンザに関する保険金等の支払い

新型インフルエンザ（インフルエンザ H1N1）に感染してしまった場合、海外旅行保険における補償に関して、保険金の受け取りの観点から AIU 保険会社でまとめた Q&A をご紹介いたします。

■新型インフルエンザに関する Q&A

Q.1:新型インフルエンザで支払対象となる保険種目は何ですか？

A.1:旅行関連では、海外旅行保険、学校旅行総合保険となります。

- (1) 疾病死亡保険金（海外旅行保険・学校旅行総合保険 共通）
⇒保険金のお支払い対象となります。
- (2) 疾病治療費用保険金（海外旅行保険・学校旅行総合保険共通）
⇒治療・救援費用保険金（海外旅行保険のみ）
- (3) 旅行変更費用保険金（海外旅行保険のみ）
⇒保険金のお支払いの対象となります。

Q.2：日本に帰ってきてから発病しても対象ですか？

A.2：帰国後 72 時間以内に医師の治療を受けられた時は支払の対象となります。

鳥インフルエンザは帰国後 30 日以内に医師の治療を受けたらよいことと比べて 72 時間と短くなっているため注意が必要です。

※学校旅行総合保険については 48 時間以内の治療が必要です。

Q.3：現地で新型インフルエンザの検査のために予定していた飛行機に乗れなかった場合、自動延長（72 時間）の対象になりますか？

A.3：新型インフルエンザの検査が必要という判断がくだされ、隔離されたことによって予定の帰国便に搭乗できなかった場合には、自動延長の対象となります。（自己判断での検査の上、感染していなかった場合は除きます。）

新型インフルエンザと診断された場合には相当期間隔離されることが予想されますが、隔離期間を限度に当社が妥当と認める期間を自動延長の対象とします。

Q.4：発病による治療のため現地入院し、保険を延長せざるえない場合も延長保険料は必要ですか？

A.4：はい、必要です。ただし、72 時間を限度として当会社が妥当と認めた期間は自動延長されるという規定があります。これは、あくまでも入院の為、保険期間の延長の依頼ができない場合の対応となります。ご連絡が可能である場合は、保険期間の延長依頼を日本のご親族を通じて弊社までご通知お願いいたします。

Q.5: 治療のため帰りの飛行機にのれなかった場合、新たに購入した航空チケット代も保険の対象になりますか？

A.5: はい、保険支払い対象の治療の為、旅行行程を離脱した場合の当初の旅行行程に復帰するために実際にかかった交通費および宿泊費がお支払いの対象となります。
直接帰国する場合の交通費と宿泊費も同様にお支払いの対象となります。

Q.6: 帰国時に、飛行機内の検査で到着時間が遅れたため、乗り継ぎ便に間に合いませんでした。便変更の費用等は補償されますか？

A.6: 飛行機内での検疫に時間がかかり、6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないときは到着遅延と見なし、航空機遅延のお支払いの対象となります。
宿泊をとまなう場合は3万円、とまなわない場合は1万円の定額でのお支払いとなります。

Q.7: 出国予定の空港が新型インフルエンザの発生により封鎖されてしまったので、別の空港に移動するか再開されるまで待たなければならないが、その交通費や宿泊費は保険の対象になりますか？

A.7: 出発予定時刻より6時間以内に代替となる他の航空機が利用できない場合は、航空機遅延費用等担保で対象となります。宿泊をとまなう場合は3万円、とまなわない場合は1万円の定額でのお支払いとなります。

Q.8: 新型インフルエンザに感染した人と同一便に乗っていたので心配で検査したい。その費用は保険の対象ですか？

A.8: 検査のみの場合は病気ではありませんので、対象外です。ただし、検査の結果感染していたことが判明した場合は最初の検査に遡って対象となります。

Q.9: 一緒に旅行していた友人が海外旅行中に新型インフルエンザと診断されたため自分も2週間隔離されて帰国できませんでした。隔離されている間、公的機関の要請により検査を受けたので検査費用がかかったが保険の対象になりますか？またその間の滞在費用や身の回り品、新たに必要となった航空機の費用はどうでしょうか？

A.9: 公的機関の要請により隔離、停留され検査を受けた場合は（検査結果が異常なしであっても）治療と見なし、お支払いの対象となります。（必ず公的機関の要請であった旨を証明するエビデンスのご提出をお願い致します。）また、その間の入院費や身の回り品の購入費（5万円限度）、帰国の為の航空券代もお支払いの対象となります。公的機関の要請により隔離、停留されていた期間は保険期間の自動延長の対象となります。詳細は、**Q3**を参照してください。

Q.10: 予防のために購入した薬や予防注射代や備品（マスク代）等も保険の対象ですか？

A.10: 予防のためにかかった費用は保険の対象外となります。

Q.11: 旅行途中で同行者が新型インフルエンザに感染し、旅行を途中で取りやめることとなった。別途航空券を購入して帰国することになったが支払可能か？

A.11: 旅行変更費用担保特約を付帯している、かつ同行者が入院すればお支払可能です。

Q.12：空港についてから旅行ツアーがキャンセルとなった場合、保険は全取消できますか？

A.12：ご自宅を出発された時点から保険が有効となります。そのため、ご自宅～空港間で既に保険期間が始まっているため、全取消はできません。